岷江入楚

未摘花 第六

特別
ヘ 12
4604
5

112
4604
5

宮内庁書陵部

末摘花

私　源氏物語十七歳の巻より

世人とも仕へ奉りとなん

[illegible]陽殿の御方の巻より紫の為撰並

大輔命婦宿常陸宮姫君を懸申

勝月夜に紫上琴音申

以中将立隠遁頭中将見参申

同対源氏与以中将同乗向大蔵御所合物音申

源氏与以中将宿常陸宮琴聞申

源氏童病申

源氏巻参内姫中宮対面申

八月廿日始見奉常陸姫君撰並

朱雀院行幸舞人楽人御定申

源氏遣消息常陸宮申

於大殿流水今習舞乗示申

冬沾宿常陸宮行申

元日源氏巻参内後宴申　七日又為監並

宮内庁書陵部
宮内庁文庫
48 3674

女房着給歟事
使随身拝授御書事
歳暮常陸介姫君送所紫式部浄書
源氏物語返却事
歌求子爲給事

十八歳
正月七日宿常陸介事
翌日還二條院与紫式部蔵人等
卒仲物語事

末摘花　上帝并朝臣参内
かくしまゝ〻にて（に）何の君末摘花を神の如く
思ふ様なれば末摘花もまゐりたるいやたゝ〻
いとうとましく
私河内守参内とて十七歳の春より十八
に成給ふ年花盛に横笛の君也源氏十七歳の春より十八
の年何の君とゝもとゝもに参
給ふ也　紅梅の君末摘花に事ちなつ
末摘花とは常陸宮の姫君鼻の赤く
高くいつくしかりし　秘同
源十七歳二月の事なり何の君横笛の君
横笛は蔵人の弟也　参内歌河源十七歳春より
翌年十八歳の春よりの事也
参内なり何の君横笛の君
参内なり何の君横笛の君
紅梅の君末摘花に事ちなつ
末摘花は常陸宮の姫君鼻の赤く
高くいつくしかりし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さしもかこもらん行ぬる行方
琴と六条御息所すの神也　秘同　義同
或物御息所と琴とのあまりに心ふかくなり給ふ事
を御ゆるしなかりしかとも
琴　心を通ずる也　何桃
司馬相如琴心をもて卓文君を桃ふ事
なるべしとかの心をもて琴と
秘　琴なるの心也　同書あるべし
義曰琵琶　廣曰琵琶撥ト注ス撥ハ法也　實メ百名
神也夫妻の間必ずし僧を恵せざる也　義同
琴　夕無ものの事也
如　かの　秘同
義琵琶ノ字記ニ云ク其心石ハ琴ノ琵ト云共日其地
ふく一合琴ハ結ぶ也　約束し給也　爭ハ也
此字は心ハ石ハ
琵ト云其心各別也
文君ノ相如カ琴心ノ心ヲ
私琴と六条御息所すの
やうにかりそめにいつくしくふかくいつくしみ
いつくしくふかくいつくしみ
義同　俗姓なるとしてなるべしとも
ほくまり記所なるん
同琴御息所なるものやうに
見てなる
義曰みつからとてなるいつくしみ
なるべしとの事の
義曰夕無巻ハ詞書
いつなる人なるとおもふ
義同夕無ハ源の心ハ
うこ市ハ

[illegible]

[illegible]

義同 [illegible]

義同 [illegible]

秘 義同 [illegible]

義同 [illegible]

つまるゝ心はなく

義同 [illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

私云 義同

[illegible]

義同 [illegible]

なるべし

義同 [illegible]

[illegible]

義同 [illegible]

[illegible]

義同 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仍限国てあを白みとりさしてあるを男のあいを色と
庭うゑ源つまあうんと氏性をくゑ紙をとてなる紙
きうゑゑゑ源りぬ伝をものつゑゑ伝をとあるを
和義の義仍前とゑ源ものを
なる紙てきた　もとよりの
かのうつせゑ紙　義　王国ゑ源の事を
秘　宝幡下忠の事をうゑ源と業皆ゑ系紙をとゑ源を
とりありゑくゑ源くの市をかゑを
義　荒の荘の事を
荒の荘の事
かけれゑれゑて　秘　彩ゑの荘基ゑゑ紙のこと
源行　もと大郎と荘の　徳ゑゑ源　秘　源の性をかゑをてくまてハゑ源を
義　白いと三位物語の作者の批判を　山井源氏
性と位ゑに気ゑく細かに詳論をゑ伝仮令ゑ内乃性い
結て分と源ゑうゑゑ源ハ白物ゑゑ紙を作見ゑ紙
作ゑを源氏の性を　況や

夕無ゑの市ハ無ゑ白ゑゑ紙ゑ紙に暗を
ゑてもとゑゑ市ハ作ゑゑ源ゑゑ計の今
ゑゑと夕無のゑ紙ゑ高紙ゑとゑ紙ハ白ゑゑ紙を
左衛門の尉ゑて　義　系図の分乃人
秘　源ゑ氏ゑ大郎の尉ゑと　ゑゑつゑて　山元考乃ゑ
を大切ゑ紙を　義　源の氏ゑ尉ゑと子
大浦の令姫　大将令姫　内裏ゑ氏ゑを
秘　王孫ゑ紙を
源ゑ氏ゑ　世雄無号倫
ゑゑんと紙ゑ紙ゑ無大浦
義　河一王家無等倫
ゑゑ源　東京の御記ゑ氏ゑ
一位　義無大倫　又和漢通　文学和漢通ゑゑ
いと河ノ義を　ゑゑ男ゑし
ゑを氏ゑ紙ゑ
源を

母ハ藤原守房妻ノ乳母也　訪ハ王孫ノ無部
義曰大補令姉ノ母ハ藤原守房ノ妻ナリ
大補ノ妻ノ乳母ハ大補令姉ノ乳母也　藤原ハ
てあしびてて生ませ給ふ実父ハ別の事あり
乳令姉ノ継母也　藤おハ継也
藤前司　左京乳母ノ後也　無号大補妻　大補令姉ノ継母
ちゝのすけ紙屋ノ
義曰母ハ新大ノ乳母ノ後也　藤前国ノ乳ハ継母也
ハ乳ノ母ハ乳母ノ子ノ事ノ事ノ事ノ事
新元　光孝天皇　第五皇子　正月ニ位ニ即ク　自然　代明
元長ノ子親王ノ位ニ
義曰ハ大補ノ母ハ家ノ侍ノ後也　秘曰
ハ大補ノ母ハ侍ノ後也
秘　大補令姉ノ母ハ侍ノ後也
義曰大補ノ令姉ハ平介ノ人ノ妻ナリ

よろこぶしかしかの事ハ事本巻ノ事ニあり学ぶ也
秘　義曰
ついでなり　秘　潜家也　かゝる家ノ事也　義曰
河ノ家ノ男
ふくまれ
吹筆ハ
秘　博士ノ事也　義曰大補令姉ハ平介ノ人ノ妻ナリ　事本ニ考ノ人
ハ
ハ
ハ

琴を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

物の弱しすこの物語をつきなき事とおもふあるべし

伊行

うちとけあるすがの

時しもさてはなきこゑ

内この方へ金梅の口うつなるべし

色深とかうてまもるせりの事

きんぬ風ふかいりれば

まつむしのもとにかくれ金梅

月霧巻うもれつる物の

ちりぬ紅葉ばかりの

霧物淋しき物の名の

淋しの秋ばかりにまさり物

月物淋しき物の名の

面白きにわかしきぬとも面白

金梅の月

紫関深き物の名

あるとしいと書物に歌の

とこやうにいりけんの

物の弱しすこの物語をつきなき事とおもふあるべし

いと面白の月もうめの

あるとうにうにん

あるれさくしに人

書物

伯牙琴を弾ぜれば

琴の音をきくに人の

絃をもきくに

こと義こもと伯牙

金梅をとして

百歌の歌のふ人のまきを

百歌の歌のふ人のまきを

人のまきを

うたれともと

金梅百歌よりかうふ人

れこけ年紀へ

いろまを弾ぜんと

鐘子期音を知る人

琴をとりよせ

琴をとりよせ

琴をとりよせ

琴をとりよせ

金梅百歌よりかうふ人

れこけ年紀へ

いろまを弾ぜんと

金梅の何とも

[illegible]の　源の心せ　哀れいう四位殿の言ふ生ける
[illegible]なるべしとぞ　[illegible]
[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大内宗儀の武士まて三位を申て　京大内山の宮り
[illegible]
若州大内山市　宗多院の山陵大内山　仁和寺の西ニ
伊勢ハ[illegible]
[illegible]文和四年の山陵使ニ知行ニ　第平三四六
若狭国ハ[illegible]　[illegible]

私云義ノ合注し

大内山石ハ[illegible]
義[illegible]月　[illegible]
[illegible]十六日の月[illegible]
義[illegible]
[illegible]

乃中ハ[illegible]

この[illegible]
人[illegible]

乃中ハ[illegible]

[illegible]
[illegible]月の入[illegible]
[illegible]月の光[illegible]
[illegible]
[illegible]月[illegible]
[illegible]

義[illegible]

乃中ハ[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

あらい行くちから也　あらう忠光と源行ちからとの
此あの例をおもふやうや　松寿丸　秘の心なり
紙をもて義の分を書写し
威勢を定ちから時平のあとを解也　かやうの業は
醉ておりしたがひおりしもあり　いかに憲光けなげ
しておりしのきたなくしかしかしたる
はなはだ遺憾なりそは出ようとも
なりいたあ　源と兵中れのあるとかたと
もの言ふ　くもいつ
かりのこんてけら
源の色やうはんてけらやうあれとりの出とれ事を
以中れい行ちをまも出ぬとれを
義日初や　恭の詞
あまをもく　関出をいつれのいあるいよう
威勢おいをれるおもはれるる
ふりの車を　源と以中れとあるひをこれをしてて

同車なり以中れい馬なるもの源の清車なるて
おほ殿をおもはぬ　同かるもれ出ものちさ行
かるもれ行ちこ人なり恭の父君の
人なるらを
同ちもいはくもいはくもて行衣なる事を一動
行衣なるもを出衣をまくるる
行衣出るを出衣をまくるる　秘
なるもいかり衣出るを出衣を行
なるりちをもいかりを出衣を行
衣をあるくを出衣を行くを明也
義日恭の父君をうくるるくるるくまき
源をあるくをうくるるくるるくまき
かりまぬ出るを行出衣をあるくを出衣を行
を出衣を行也
行くを出衣
出衣を
いとをうする

秘
恭の父君
当藤の笛也右の響を吹也
左右を方上をする

[illegible]

[illegible]

中務卿　秘　琴上の宮　秘　[illegible]

大殿おとゝの[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義曰王術問說籍曰莊老道同異答之將無同之
[illegible]

[illegible]

[illegible]

人の心とは女のこころにすべて男のあやまち
なる事はあるべきことにあらざるの理也
私云ひ義石書共源の教法者の上にのみ
ものつくり行りあやまち
義曰源の答すべきことの理を考へ
まく一句也

心のとりまく　義曰心を因とするのゆゑ心のとりまく
きりし新教の行ずるとき是なる人の心
やはりまとも前ずく行ずるまことなる人の心
ちりて中略行ずるのあるべきなるべし
いとやとやうみ行りし　記
法華経の法華一乗
義曰命婦の早下の詞也源のとりまきと話
の詞の用法の様を考へらる
私云前の秘の義也
義曰西向
だ一ずつ　風流あるべき計のつまおいけり

清涼殿
催馬楽ノ妹カ門　いずくにか世をば捨てむ
門のほとりにたちてたづねん
あまやどりせばやどりてん
かりもあるらう　源の清涼殿
らくらうかあらう
命婦の相すくとそいらくしてきるべきなる人なる
とんぢ行りし也　源の心をいとうての紙
いとこあるべく
義曰おもれの角きびらく義曰巨宮ちやうの
ちやうやうに
源氏物語の時代の模様の意
人をとめ猶思ひ　義秘以下同
秘　若草のまま
若草のまま行りし
義　若草のまま行りあるべき
同意也　春の宮通じ儀は出きるべく分明なるべ

[illegible]
の事をこなら　少無とこの一国忌るなり　義円
よりこれはやまう　せるれぬ心よりなるなぬ心よ
いつまるやうそ　ほかにせるつまなさいつ成
ゆへとも
いつもとと　義曰而遠無無し義也
いく行と思て　義命婦の心　秘同
四箱つん　来搗のこと為也
てゐるこ　秘義　義円
文の事なすこなすこ　秘義也
うれこそよつあ　河辺ちさ事よも
河去命婦のいつやうにそれこそとの話也
つやりさし　義河ちかやりさ心也
何事も思ひ出ちかの　義三四
義曰事をつまるせあ時ちあるもとなるやあと
よだいうこそちあて何やかやとい文くと為

[illegible]
事をいつこせつひ事ちあて何
こ事もこうかほいこよ　つこ云ともつはれなやもの義人
いひよりい文事て　ちあ聞く河事くあもとちるひ
ちあ事ちげ事搗いやうり　ちるこ
ちはこ事をいく　ちこ
何こ河やこよつこ　義
心いこ行こ　義
弾糸こ　義
任せあ人の　秘命婦の心　義円
大ちこちやうこ
秘命婦ほ河の清事を　ちこ事せつ度こ
事を云れ話りぬこ事のおりまたも
私こ事れ面東の話　義よりこ
少無とのこつこて云れかこ
こ事ちこのこつほこ
事こ清ふのこほこ
事せのいて紀話事也
少紀こ事あと
東搗の話清こ事れぬ

と、令姫の時くのをいかるもとを
ちみこのおりしかるを　常陸宮の事
よたんてうまきけれ　国の事
なるなめんを　主殿のさしつかぬ所也
ゐこまりけて　国々忘こまりまて也

れをちみこのおりしかるを　国きをいかるを道理なる
家にてはまて常の也
清少よつりもい　義曰令姫の五位侍ハ云ふまてら
ちゝ者すも　義必の父の兵部大輔も　源令姫の
ちゝの家卒分の事也　秘問
八月廿よ日ふしるまゝ　月明星稀烏鵲南飛と
河海　きたのこまゝ　ふるとまる月の
義は引歌を注ス　身のあれいる
ほのぬいろ　義曰物の清流　月明星稀烏鵲南飛と
いと強をはまり
いとよれ行れ　令姫のい

清の主殿のこと行しるを
義曰聖武天皇の御宮
義令姫のい
義清也
義清清盛の子令姫の清盛
令姫の母清の行しる事を
辞退するをいふ也

かよりてかうつ
きいやもき　河　こゝあり略し
河　面やきとは頭ふ　宣旨を伝　秘問
ほきるとは　秘　ほきるて清の対面あれ
ほきるとは　令姫のりやうを
人を招ふこゝんやし　姫君　清
らるゝひて　也より令姫のこゝ清也
いとまきて　あるきけと行ふ　義　答もるて唯
きけとるこゝかくるもや　秘問

秘 合物問

[illegible]

禁中ハ[illegible]

[illegible]

元合物のさしつかへ

[illegible]

義曰 伽蘭 沈香の粉也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一云薫衣香ノ名ナリ　一云すべて薫物のかをりをいふと義
義同じこの香に薫衣香也薫衣香ハ薫物也
まことにたきこめたる香ハいとよきものなり　秘
文の中にこれに香りをまぜたるもの
いくそばくの香りをまぜたるもの　秘
考　まことの字ハ濁りのこと清せ懐皇ノ志ハ剣ス
[illegible]
[illegible]
不審　何ゾ日本紀ニ才六年ニ皇后其兄穀
与ノ天皇ノ殺サントスル時ノ諸ノ進退家アリ俯仰嘘
唱進退而豊日夜懐悩無所訴言云々何ノ進退
家ノ考ニまことよりの御ふみ　考ノ進退ハ家ノ
法悪ものの中ハ　考ノ言葉のかをりをもめでる
ものなり　制止のおほせとあるこそ
考　この御詞ハ[illegible]ものの或ハ誓言ニ云ハ或ハ　至鴻

至心　至ノ字ノ心ハ　或ハ
いたし義分注
私ハ何ノ義前ニ注スル　秘注アリ
考　ここの言葉ハ人の言葉をすたれ　秘
我ハ[illegible]　考ノ耕雲
[illegible]
義同じ　考ノ
[illegible]
[illegible]
考　この御詞ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]のはるかにいまをしるしけり　義同

侍従と　未摘の乳母なる

かたいとしくと　あまたの未摘の等言なる給けり

[illegible]

[illegible]の[illegible]の等言を[illegible]と編みて　言言

[illegible]

どうもまたにまつくといひくく何すてもこうなりて

後悔してあまりとすれども[illegible]おいかるべくて世俗の

市をもはやく用ゐる也　義同　みな[illegible]つくと

しかよりくわつきてとちやんまとふあのこちもいふ

只義ともくに[illegible]ぬとい[illegible]也　[illegible]ぬ市八

海なりの海義の対[illegible]義若[illegible]と[illegible]威俄所[illegible]

[illegible]義[illegible]通する也

義[illegible]人[illegible]と言[illegible]と制[illegible]

[illegible]　秘同

義曰未摘のうへ[illegible]

[illegible]

[illegible]のほとりあるとほのぶ也

義曰侍従の事ヒ[illegible]際よりいあひ[illegible]き恨みれとも其の

あるのつまとのいふ也　義

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

末摘の心

義曰 末摘の心は清らかなる心なり其詞とうまくつゝ
まやかなる心なり

末摘の心

義曰 末摘の花は世にあれば心あるべきわけ
なれども世にあるかぎりは人々はかくもつくべく
なれども何れもあるべき事也

夕霧

義曰 夕霧のうつくしき姿なるべし

義曰 夕霧の花は人々はかくもつくべく
なれども何れもあるべき事也

義曰凡そ紙に注する事の義一用し
無ふしてかなしびつる
義曰凡そ紙に注するとき注にそんや
如何のまぎれくるしんこの注のつ
なりぬべしとのたまふ　中院中院の長橋也
長宣の中にもあり中央とるべきなるべしあるべし
中古はやうくよりの事にいるべきなるべ
つるまぎれ付くなりやうの　秘伝　義曰
ここにいるこの注のたちとあるもそれまるべし
かこそ　秘　たちとしてもわくとる也　義曰
義曰凡せはいたりてさし懐紙短冊皆かのこと
いとんや数書をなれたりとてなんぬるべし
なるひまる　源の四まる　長橋の文と尺ぬるもひ
いりまるとんとおりしやうしやうす
ぬるひまるせあをといふまるとしてしやうす
人のりのやうしきも

かくまをやくしてもそ
義又源の性とよつまれ人なるこ一ひまそらしもとを紀
はるのまま紀人なるこをかるまるまるまるまるまる
義　まるはまるまるまるまる
四月　義　義
はるをてけくやつ
秘　源のりまるまるまるまる
まるまるはるまる
おるまるにはるまるまるまる
秘　長橋の方へ清ひとあるまる　義曰
秘　義曰　長橋
義曰　長橋
源のまるはるまるまる
まるまるあるはる
大夜まるのと自也
義ちるひまるはるまるまる
いどまるくとしも
あるまる也

[illegible]

義河云 漢書曰云 大軍策 小[illegible]

度物紀原云 說文曰 羌人所吹其声悲切本名悲策

尺八 樂出ふけ墓 [illegible]

河云 詠尺八 長一尺八寸 舌四寸八分 文云 聖徳傳曰 玄宗

前身羅漢也 好吹尺八 被擯出 [illegible] 義

[illegible] 尺八乃

[illegible] 一動

[illegible] 秘 [illegible] 例無 [illegible]

義[illegible] 礼記曰 鐘鼓在庭 琴瑟在堂

延喜四年三月廿四日 賢舞樂 [illegible] 暗 [illegible]

大鼓 階前 自所之 [illegible] 今案 大鼓必堂下 [illegible]

市也 但寛治五年五月廿五日殿上 競馬六番 [illegible]

自所大鼓 給此時置堂上也 [illegible]

おいさうし 只おりしまた [illegible]

[illegible] 秘 [illegible] 秘 [illegible]

せちよおうの [illegible] 秘 [illegible]

ぬ也 [illegible] 秘 源切 [illegible]

やうやく [illegible]

[illegible]

[illegible] 義 [illegible]

[illegible]

[illegible] 河 [illegible]

[illegible] 樂也 [illegible]

[illegible]

[illegible] 秘 [illegible]

[illegible] 秘 [illegible]

[illegible] 秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

或物心もとなくとゝみさらてこの人とゝ[illegible]と云流

末摘花あり[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

河御書

秘色磁器也、越器也、其色翠青ノ絶世、臣庶
不得用之故ニ秘色ト云、今の青磁ノ茶碗ノ類
法華蒙集有、越器詩、九秋風露越窯開、奪得
千峯翠色来、好向中宵盛沈、共盃中散
閑遺杯

李都王記　天暦五六九御膳沉香折敷四枚執用秘色
うつわの秘色のはつ[illegible]ことしら今業、秘色ハ青キ茶碗乃
数とし色　いと義分法し
人[illegible]

義曰ハ[illegible]
[illegible]

義曰[illegible]宿風[illegible]廉食[illegible]
秘色道具[illegible]
義何ニ　毛詩才一蓋半篇　退食　自公注　退食
謂減食ニ膳ヲ出仕ヲ[illegible]

義曰[illegible]
何の[illegible]
道具の[illegible]
義禮　真[illegible]有　玉篇　禮　徒頰切　衣裳
有表裏而無加緣也　又似之切　褙禮　白會褙也　褙禮騎服
[illegible]字[illegible]の[illegible]
[illegible]　古祥也
義何ニ　潔膳ハ[illegible]
毎事[illegible]
ないけ[illegible]
義　大唐　教坊ニ[illegible]　内教坊ハ大宿ニあり
今の大[illegible]　内裏の宮女の[illegible]
[illegible]の[illegible]　琵琶行ニ[illegible]
一部
内侍一和
義曰ハ[illegible]

つゐに世官をつぎまそ皆作也
あるもやと　義国　義国の祖
何とれとも[illegible]　義家の祖
古文のつたり国　世祖　芸法文也
義曰大唐王子王孫諸侯王也　仕て重りて滅くに故
国家の貴遇分之由　群臣議之　弁指之　通鑑見り
太唐四百州ヲ　程如此況乎　日本絶ニ　六十餘国
依無餘慶　四世元位　宮之削之仍故文末ニ天令云
法ヲ以て理物徳と上可知分別也　蔭叶し法家零落
し眼ヲ以て見へ
[illegible]　万葉　貧窮問答長歌
世中をうしとやさしとおもへども　飛ぬ鳥にしあらねば
身をしかねつも　拾遺
義曰貧窮問答の歌なり
義曰万葉の歌なり　秘曰
[illegible]　秘　時ぬ　義曰
[illegible]　義曰

一所住り　秘　義曰
[illegible]　何　夷　イナカビト也　[illegible]　夷國　日本紀　夷郡
夷放國　夷曲　ヒナブリ　日本紀ニ　いと義
いとうまうまうま

[illegible]

義曰[illegible]

[illegible]

義曰[illegible]

[illegible]

義曰[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義 [illegible]

義曰 [illegible]

義曰 [illegible]

義曰 [illegible]

義 何拾遺云 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

さぶらひのゆつさる　河　古代由付

上古ハ奔走しくる衣裳也

きそやそれら　立て　つかいていると也　ものいふくるもとかふ也

ものいふくるもとかふ　河　書橋の橋との名なる人名

ものいふくるもとかふ　河　加ようくとりほのあるなれ中くいそれぬ也

書のもとに　おれ寄をこけていとり

ものもとに　おれさ物しいれ物もまてに　ものれらるさる何とのの行也

こうし　役官の物のしてくる　河　儀式官

政官や　秘　弁官の納を内記の記史ものも　威儀

ものくさくさ　秘　ものくさくさ　義同

ものくさくさ　秘　ものくさくさ　義同

ものくさくさ　秘　ものくさくさ　義同

[illegible]

松の雪白き綿をもつて[illegible]

義曰河内の歳寒を志[illegible]

人々のいひむかへの[illegible]

[illegible]

義曰[illegible]

[illegible]

義曰の字二あり上の葉の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此上件ノ一部ハ自然ニ秦中吟ノ全篇ニ比似シ為加了

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

幼若形不蔵　老軀無温

[illegible]

悲緒ハ寒氣　義曰悲緒ハ寒氣併入鼻中辛

[illegible]

秦中吟ノ伝授

併し赤橘の花の香りを秦中吟と云伝へ

[illegible]

人の鼻さへ辛つき　赤橘の鼻の香と比ぶるに寒冷夢の

[illegible]

赤橘ハ文章の誤ヲ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大南の金物屋 義門
ほれ何
金物の何
義曰金物の自分の義なるべし
何も言の義なりけれども
ほの金物と能色とほと
ほのこころ
ほの金物とかたいとを
ほの
ほれ何
何も金物の連歌
みちのくの
義曰
義曰数なるべし
義曰
義曰墨 綿 泥絵 平 奥 延紙
義曰
義曰元日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義　上ハ今拾遺ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

義曰金烏いまだ[illegible]

[illegible]

五帝金烏

[illegible]

[illegible]

金烏也

[illegible]

[illegible]

[illegible]

未つゑのとをかあまりとをかの夕ぐれ
内侍所のかたへ人々まゐりて
しばしがほどのあまりにかたらひて
なほ過しがたきを
わすれがたく心ばせ
令姫心
令姫の歌とこゝろ
花ぞのの令姫とそのかたらひて
花ぞのゝ令姫
のうへ
うへさうのうへ　禁中の
女房のうへ　令姫のうへ
さうのうへ
ほのぼ
くらやみの
さうのうへ　さうのうへ　義円
心ぐるしくすゝめ
義円
令姫のうへ
常陸宮
ほのぼのとあけぬ
令姫の
令姫の歌
令姫の
令姫の
令姫の

あるものとおもふに
金物のたゝしてなり　花ぶさうたにあるに一人は女房の
頭なるなり　芳しくもかくるゝ須也
義曰金物の拙なるに又はけ須口はやをもて俗業
女房の金物のもとれわ　義とるもとるくいなり　所の
俗りこまとの物なるとは江の須ゆるく釈
してきこゆるなり
松を深のみれわるたにうれい金物のあすといつるなり
くもるぬされもかくのごとくなるとは非常に軟
たくきなるなるとおもふに義あるとはいつれも金物たるなり
さるおもさ若朔のいれりこのあり
おりさに出きる鼻やありてんなるとされまも　秘円
ひゝあり
義曰衛門府の風俗奇なる多く良女の髪如加なる祢利
好年夜減業ノ色好年夜　改革要書
あらめの花に只物つゝれるなるかさあやもなる

義曰但ゝうゝに物なれるなるに
ゝにありさ鼻やありてんなるとおもふに
撥練面面ゝくさゝるゝ中童子ゝ花あるに央ゝゝ
おりて紅の打抱中べあり
あれゝるゝ清ゝ
ゝにかゝいゝのあ芳のゝ
左近金物　肥後の家長　義曰はこ人鼻人なるゝ
ゝにゝゝゝぬあ房ゝゝれゝゝゝ
或物ゝゝ星の赤ゝ麻浴ゝ物出ゝゝ陸図
なれゝゝゝゝ
松ゝゝ山ゝを年ゝ秘伝ゝゝゝ
ゝのゝゝゝゝ
ゝ病ゝの人ゝゝゝゝ
おりあ歩ゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ

家長ハ優事天皇ノ時ヨリ始トシテ河ミクハシ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]毎年[illegible]ところ[illegible]れぬれば[illegible]
如[illegible]年[illegible]毎年正月十六日
[illegible]
[illegible]人[illegible]男[illegible]
[illegible]

[illegible]
なぬのせちゑ　　白馬節会
天武天皇十年正月七日天皇小安殿に[illegible]して宴会
[illegible]七日の節会の始也　年　白馬[illegible]
[illegible]の青[illegible]
[illegible]青[illegible]の官[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

紫の姫君のすがたは　紅顔をけす

紫とは　きぬのすがたは　秘　紅の袴は　只さめのすがた

河内紅　こきあかいろ　秘　紅の袴の　赤きに対して　ほうの孔雀

のまもりやうにうつくしき　只さめのすがた

むらさきのさくれたるなり　秘　もいうつきと

桜の花　白くうつくしき花　藤花　ほそく　細長

紅か　貴女の装束　[illegible]

さぐの袖　[illegible]

山海経　東海有黑齒國　其俗婦人齒悉黑染

白年　東海の中　其國　[illegible]

にてけすまぬ　[illegible]

のなかに　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

梅の木をさかせたる事

[illegible]

[illegible]

杜子美の詩にも梅やらく[illegible]けるを索梅と

[illegible]

仁和寺[illegible]の法華会の[illegible]八講に御願を

[illegible]

紀 天慶六年[illegible]

七条南階の河水を[illegible]

[illegible]

[illegible]

最早開花

[illegible]

[illegible]

[illegible]

淳和天皇

仁明天皇　諱正良

忠良親王　二品式部卿　容貌美麗　貞観十八二廿一日薨　五十歩

ぎゝまの事

天文八年九月十二日議定所にて備前の守ぎゝまの河海の日本紀をもつて進退の字をとりまぎらはしたる事

ちりく度とそうるのをもつてはいまだ知ることなし

いそとうけ給りけるはゝ

ぎゝまの心はいかゝ

ぎゝまの心は

ぎゝまの心は

ぎゝまの心は

又菓子紙屋の紙の義百文あるうちこのかたそこハかたそ
皆源氏ものがたりを世話文衣裳也とも勢ものがたりハ源氏
ものがたりの話りねもこと仏経不弁おもしまきハ四ちの話也
さてそれをもとにしたる話方ハ世話文也 けうあるうんつきてしら
つぐと源の清浄してこれをそ親方よりまいりをもてあそ仏
あるとしたる話方也 ものがたりハ源のかたく紙つきよ
私云 古歌ハ世の常也 ものがたりハ源のかたく紙つきよ

来つむ花

古人 ちれはかなしきものとしらすして
那云 紅の花ハ来よりわかれをいやそそあちつむされハ来撫花
とよめり 私云 那ハ那須寄勘ん
百葉 ものがたりハ源のかたく紙つきよ
私云 百葉ハ菓子屋の紙也
私云 百葉ハ菓子屋の紙也
私云 上件ハ秘ノ奥ニ注之分ハ私云百ハ
此私ハ秘ノ義也